

貨物利用運送事業法（外国人国際第二種貨物利用運送事業（国際航空・外航海運））

1. 案内情報

- 手続名：・外国人国際第二種貨物利用運送事業の許可
- 手続根拠：・貨物利用運送事業法第45条第1項
・貨物利用運送事業法施行規則第39条
- 手続対象者：・外国人国際第二種貨物利用運送事業を經營しようとする者
- 提出時期：・外国人国際第二種貨物利用運送事業を經營しようとするとき
- 提出方法：・外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
- 手数料等：・登録免許税 120,000円
- 添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第39条第2項をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報

- 審査基準：・貨物利用運送事業法第45条第5項
- 標準処理期間：・3ヶ月～4ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案又は他の地方運輸局等へ照会を要するものによっては、1ヶ月を追加する。）
- 不服申立方法：・行政不服審査法の規定による